

洲山町3丁目町内会及び近隣地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 瑞穂区洲山町1丁目、洲山町3丁目、石田町2丁目

【最初の認可】 平成18年3月27日 【最近の認可年月日】 令和8年3月27日 【認可番号】 7指令住建指第145号

【有効期間】 令和8年3月27日 より 10年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種住居地域、第二種住居地域、商業地域

【制限の概要】

- (1) 建築物の階数は地階を除き4以下かつ高さは現状の地盤面から12m以下とする。
- (2) 共同住宅で戸当たりの床面積が30㎡以下のものを禁止する。
- (3) 次に掲げる建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。ただし、④又は⑤については、当地区の建築協定の目的を損なうおそれがない建築物で、協定運営委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業・店舗型性風俗特殊営業に供するもの
 - ② 深夜に酒類を提供する飲食店営業の用途に供するもの
 - ③ 暴力団の事務所その他これに類する用途に供するもの
 - ④ ホテル、旅館その他これらに類する用途に供するもの
 - ⑤ 民泊(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業)の用に供するもの

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。